

甲状腺検査結果通知書等作成・送付業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 甲状腺検査結果通知書等作成・送付業務委託
- 2 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 3 業務委託料 金 円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)

上記の委託業務について、公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務の委託）

- 第1条 甲は、次条の委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は善良な管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（委託業務の内容）

- 第2条 甲が、乙に委託する業務の項目及び乙が行う委託業務に必要な細目は、別紙「甲状腺検査結果通知書等作成・送付業務委託仕様書」のとおりとする。

（着手届及び完了届）

- 第3条 乙は、業務に着手する際は別紙様式1「着手届」を甲に提出するとともに、完了時は別紙様式2「完了届」に必要な書類を添えて提出すること。

（主任担当者）

- 第4条 乙は、業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を、1名あらかじめ定め、別紙様式3を甲に通知する。また、主任担当者の変更があった場合には、直ちに甲に対して通知するものとする。

（契約保証金）

- 第5条 甲は、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項ただし書きにより乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

（委託料）

- 第6条 委託料の額は、 円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円）とし、その内訳は次のとおりとする。

(内訳)

	名称・項目	区分	仕様	数量	単価	金額	備考
1	送付用封筒	A判定	長3窓付封筒(色付き、色については医大が指示する)、片面2色	29,400部			
2	甲状腺検査結果通知		A4、片面2色、上質70kg、宛名・結果データ印字、偽造防止印刷、巻き3つ折	29,400部			
3	甲状腺検査結果通知について(A判定)		208mm×410mm、両面4色、上質55kg、4つ折	29,400部			
4	送付用封筒	B・C判定	長3窓付封筒(色付き、色については医大が指示する)、片面2色	600部			
5	甲状腺検査結果通知		A4、片面2色、上質70kg、宛名・結果データ印字、偽造防止印刷、巻き3つ折	600部			
6	甲状腺検査結果通知について(B・C判定)		208mm×410mm、両面4色、上質55kg、4つ折	600部			
7	返信用はがき		はがき100mm×148mm、両面1色、上質110kg、名前・ID印字	600部			
8	個人情報保護シール		シートサイズ100mm×140mm、ラベルサイズ92mm×132mm、地紋印刷入り	600部			
9	データ検証・データ印字			30,000件			
10	封入封緘・郵便局渡し	A判定	1に2及び3を封入封緘する	29,400件			
		B・C判定	4に5及び6・7・8を封入封緘する	600件			
				本体金額			
				消費税等			
				合計金額			

2 業務数量の増減等により、委託料の額を変更する必要があると認めるときは、第15条の規定による。ただし、前項の表中9及び10の項目について、数量が減となる場合は、実績数量により精算を行うものとする。

(業務報告)

第7条 乙は甲が指示し、郵便局に引き渡しをした場合、別紙様式4「発送報告書」によりその内容を引き渡しの都度、書面にて甲に報告するものとする。

(業務委託料の支払)

第8条 乙は、委託業務のすべてが終了し、前条の業務報告に基づく甲による検査に合格した後、第6条に定める委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の属する月の翌月の末日までに委託料を支払わなければならない。

3 甲は、その責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合は乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(有償延期及び遅延理由)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めるときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

る。

- 4 前項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、遅延部分に相当する金額に、年 2.5%の割合で計算した金額（当該額に 100 円未満の端数があるとき又はその金額が 100 円未満であるときはその端数金額又はその金額を切り捨てる。）とする。

（損害の負担）

第 10 条 業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合には、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（個人情報の保護）

第 11 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（委託業務の処理）

第 12 条 乙は、甲の指示に基づいて委託業務を処理するものとする。この場合において、乙の責に帰すべき事由により、甲の指示どおり委託業務を処理できない場合には、甲の承認を受けて、乙の責任において、甲の指定する期日までに当該業務を終了しなければならない。この場合における当該処理に要する経費は、乙の負担とする。

- 2 乙は、甲が必要と認めたときは、甲の立ち合いのもとで、委託業務を処理するものとする。
3 甲乙双方は、委託業務の処理に当たっては、互いに協力するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾を得ないで譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（再委託等の禁止）

第 14 条 乙は、業務の全部若しくは一部を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の一部を再委託することについて、甲の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（契約の変更及び解除）

第 15 条 甲若しくは乙が、本契約の変更、若しくは解除をしようとする場合は、甲乙協議の上、決定する。

- 2 甲は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができるものとする。
（1）契約の遵守勧告若しくは違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、その後も本契約に定める事項に違反し、又は履行を怠ったとき。
（2）財産上の信用に係る差押え、競売、強制執行、税の滞納処分等を受けたとき。
（3）破産、民事再生、会社更生の申立があったとき。
（4）次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に

実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約又はその他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又はその他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(6) その他、甲または乙の責に帰すべき事由の発生により本契約を継続しがたいとき。

- 3 甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天変地異、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第9条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が第2項の規定により契約を解除したときは、乙は、前項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受領した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(談合による損害賠償)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

ただし、上記(1)又は(2)のうち命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公

正な取引方法(昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲はその超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第17条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(著作権の帰属等)

第18条 成果品及び成果品に使用したイラスト（以下「成果品等」という。）のうち、新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める権利で、同法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果品等のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引き渡しをもって甲に譲渡されるものとする。

- 2 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が乙以外の第三者に帰属している場合は、乙は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、甲に譲渡するものとする。
- 3 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が乙に留保されている著作物については、甲が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいう。以下同じ。）できるものとする。
- 4 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、乙は、甲が成果品等を利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- 5 乙は、第1項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに定める権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとし、甲は、本質的な部分を損なうことが明らかな改変を除き、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その使用のために著作物等を改変（表現又は題名の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。）することができるものとする。
- 6 乙は、第2項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- 7 前2項の著作者人格権の不行使は、甲が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- 8 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

(保証)

第 19 条 乙は、甲に対し、成果品等が、第三者の著作権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証するものとする。

2 成果品等に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合は、乙は、その責任と負担のもとこれに対処、解決するものとする。

(契約外の事項)

第 20 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 21 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市光が丘 1 番地

氏 名 公立大学法人福島県立医科大学
理 事 長 竹 之 下 誠 一

乙 住 所

氏 名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別紙様式1

着 手 届

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 宛

受託者 住 所
名 称
代 表 者 印

令和 年 月 日付けで契約した下記委託業務は、令和 年 月 日
着手しました。

記

- 業 務 名 甲状腺検査結果通知書等作成・送付業務委託
- 履 行 期 間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合、押印の省略並びにFAX(024-581-5325)での提出も可とします。

完了届

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 宛

受託者 住 所
名 称
代 表 者 印

令和 年 月 日付けで契約した下記委託業務は、令和 年 月 日
完了しました。

記

- 1 業 務 名 甲状腺検査結果通知書等作成・送付業務委託
- 2 履 行 期 間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日
- 3 実績報告数

本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合、押印の省略並びに FAX (024-581-5325) での提出も可とします。

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 宛

受託者 住 所
名 称
代 表 者

印

主任担当者について（通知）
このことについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1 業 務 名 甲状腺検査結果通知書等作成・送付業務委託

2 主任担当者
所属部課等
職・氏名

本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合、押印の省略並びにFAX(024-581-5325)での提出も可とします。

別紙様式 4

FAX 宛先	送信元
--------	-----

発送報告書

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 宛

発送事業所名

出荷責任者名

福島中央郵便局へ下記の数量の引き渡しを行いましたので、報告いたします。

甲状腺検査結果通知 合計 通
福島中央郵便局渡し A 判定 通, B・C 判定 通
福島県立医科大学納品 A 判定 通, B・C 判定 通

日付	種類	車両 NO.	ご担当者	数量	備考
/	定形				A 判定 通 B 判定 通 C 判定 通
/	定形				A 判定 通 B 判定 通 C 判定 通
/	定形				A 判定 通 B 判定 通 C 判定 通
/	定形				A 判定 通 B 判定 通 C 判定 通
/	定形				A 判定 通 B 判定 通 C 判定 通
/	定形				A 判定 通 B 判定 通 C 判定 通

※ この報告書は FAX 送信も可とします。